

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年12月15日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時42分 散会

付託事件

議案第82号，議案第83号，議案第95号中第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分，議案第100号中別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分，議案第101号，議案第104号，議案第105号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 82号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ② 議案第 83号 指定管理者の指定について（水戸市いきいき交流センターあかしあ）
- ③ 議案第 95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分
- ④ 議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分
- ⑤ 議案第101号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）
- ⑥ 議案第104号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）
- ⑦ 議案第105号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

2 出席委員（6名）

委員長	袴塚孝雄君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	田口米蔵君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職，氏名

副市長 秋葉宗志君

福祉部長兼福祉事務所長 横須賀好洋君

福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） 田中誠一君

福祉部 福祉事務所参事兼 福祉指導課長	大久保 克哉 君	生活福祉課長	櫻井 学 君
障害福祉課長	平澤 健一 君	高齢福祉課長	小林 かおり 君
介護保険課長	高橋 慎一 君		
こども部長兼 福祉事務所 担当所長	柴崎 佳子 君	こども部 福祉事務所参事兼 子育て支援課長	野口 奈津子 君
こども政策課長	深谷 貴美 君	幼児保育課長	松本 崇 君
保健医療部長	大曾根 明子 君	保健医療部 副部長	小林 秀一郎 君
保健所長	土井 幹雄 君	保健医療部 保健所参事兼 保健総務課長	三宅 陽子 君
保健医療部 保健所技監兼 保健衛生課長	前田 亨 君	地域保健課長	堀江 博之 君
保健予防課長	大冢 要之 君	国保年金課長	関根 豊 君
教育長	志田 晴美 君	教育部長	三宅 修 君
教育委員会事務局 教育部参事	鴨志田 泰 君	教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊池 浩康 君
教育委員会事務局 教育部参事兼 学校保健給食課長	小川 佐栄子 君	教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小川 邦明 君
総合教育研究 所 長	春原 孝政 君	学校管理課長	細谷 康之 君
学校施設課長	和田 英嗣 君	生涯学習課長	湯澤 康一 君
中央図書館長	林 栄一 君	教育研究課長	野澤 昌永 君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱島 卓也 君	書記	檜原 和則 君
--------	---------	----	---------

午前10時 0分 開議

○袴塚委員長 それでは、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、今日欠席ございません。この際御報告いたします。

本日の傍聴人、カメラはどうですか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないそうでございますので、よろしくお祈いします。

それではこれより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場に配付されました議案審査分担表(1)のとおり議案第82号ほか6件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りをいたします。

委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行い、明日御意見を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次にお諮りいたします。

この際、当委員会に付託となっております議案第82号ほか6件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明を願います。

なお、11月24日の当委員会で請求いたしました資料につきましては、本日執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて御説明を願いたいと思っております。

初めに、議案第82号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 おはようございます。

それでは、議案書①の17ページをお開き願います。

市議会議案第82号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、福祉部介護保険課提出資料に基づき御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、介護保険法に基づき設置する水戸市介護認定審査会及び合議体としての部会を構成する委員の定数を変更するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、2点ございます。

(1)といたしまして、水戸市介護認定審査会の委員定数を72人以内から60人以内に改めるものでございます。

次に(2)でございますが、部会の委員定数を6人から5人に改めるとともに、ただし市長が特に必要があ

ると認めるときは市長がその数を減じて定数を定めることができることとするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

参考といたしまして、2ページに新旧対照表、3ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第83号 指定管理者の指定について（水戸市いきいき交流センターあかしあ）について、執行部から御説明を願います。

小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 それでは、議案書①の19ページをお開き願います。

市議会議案第83号 指定管理者の指定について御説明いたします。

あわせて、高齢福祉課提出資料も御覧願います。

1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、水戸市いきいき交流センターあかしあでございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会でございます。

3の指定の期間につきましては、令和5年10月1日から令和8年3月31日まででございます。

次に、高齢福祉課提出の参考資料の裏面を御覧願います。

前回の委員会におきまして、黒木委員から資料請求のありました、既存のいきいき交流センターの指定管理状況につきまして、御説明させていただきます。

既存の7か所のいきいき交流センターにつきましては、現在の指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、指定管理者は社会福祉法人水戸市社会福祉協議会で、一体的に管理をしております。このことから、いきいき交流センターあかしあの指定期間の終了時期につきましては、既存のいきいき交流センターと同様としたものでございます。

備考欄につきましては、指定管理の開始の時期などを記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次御説明を願います。

終わったら次へマイクを回しながら御説明願います。よろしく願います。

それでは、田中副部長兼福祉事務所副所長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） それでは、議案書①65ページをお開き願います。

議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

内容につきましては、令和4年度補正予算に関する説明書②により説明させていただきます。

それでは、議案書②の6ページ、7ページをお願いいたします。

3款民生費，1項社会福祉費，1目社会福祉総務費につきましては，電気料金及びガス料金の高騰に伴い，福祉ボランティア会館の指定管理料に不足が生じることから，福祉ボランティア会館運営経費を100万円増額するものでございます。

なお，福祉ボランティア会館の電気料金につきましては，当初予算において570万円を措置しておりましたが，補正後につきましては12%増の640万円となるものでございます。また，ガス料金につきましては，当初予算において260万円としておりましたが，補正後につきましては12%増の290万円となるものでございます。

以上でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして，2目障害福祉費におきましては，総合福祉作業施設をはじめとする障害福祉に係る各種施設において，電気料金等の高騰に伴い指定管理に係る委託料に不足が生じることから，1つ目の丸，障害者福祉経費におきましては，0.38%増の70万円，2つ目の丸，総合福祉作業施設運営経費におきましては，1.54%増の1,030万円，3つ目の丸，サン・アビリティーズ運営経費におきましては，2.2%増の40万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上でございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして，3目高齢福祉費につきましては，電気料金やガス料金，灯油単価等の高騰に伴い，いきいき交流センターの電気料やガス代の温水費及び燃料費に不足が生じることから，高齢者福祉施設経費を990万円増額するものであります。

いきいき交流センターの電気料等の光熱費につきましては，当初予算において4,126万6,000円を措置しておりましたが，補正後におきましては15%増の4,746万6,000円となるものであります。

また，燃料費につきましては当初予算において747万7,000円を措置しておりましたが，補正後においては50%増の1,117万7,000円となるものでございます。

続きまして，5目老人ホーム費につきましては，電気料金の高騰に伴い開江老人ホームの電気料に不足が生じることから，老人ホーム運営費を170万円増額するものであります。開江老人ホームの電気料につきましては，当初予算において626万円を措置しておりましたが，補正後におきましては27%増の796万円となるものであります。

以上でございます。

○深谷こども政策課長 続きまして，3款民生費，2項児童福祉費，1目児童福祉総務費につきましては，電気料金の高騰に伴い電気料に不足が生じることから，子育て支援・多世代交流センター運営経費及びこども発達支援センター運営経費につきまして，需用費100万円，委託料140万円あわせて240万円の増額補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○松本幼児保育課長 続きまして，3目保育所費につきましては，電気料金等の高騰に伴い電気料，都市ガス料金に不足が生じることから，市立保育所運営経費を570万円増額するものでございます。なお，市立保育所の電気料につきましては，当初予算において1,630万円措置しておりましたが，補正後におきましては2,200万円となるものでございます。

以上でございます。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 続きまして、4款衛生費、1項保健所費、1目保健所管理費につきましては、電気及び都市ガス料金の高騰に伴い保健所施設の光熱水費に不足が生じますことから、保健所運営経費を850万円増額するものでございます。

なお、保健所施設の光熱水費につきましては、当初予算において1,615万3,000円を措置しておりましたが、補正後におきましては52.6%増の2,465万3,000円となるものでございます。

○野澤教育研究課長 続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目総合教育研究所費につきましては、電気料金及び都市ガス料金の高騰に伴い、総合教育研究所の光熱水費に不足が生じることから、総合教育研究所運営経費を370万円増額するものでございます。

なお、総合教育研究所運営に係る電気料金及び都市ガス料金につきましては、当初予算において830万円を措置しておりましたが、補正後においては45%増の1,200万円となるものでございます。

○和田学校施設課長 続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、電気料金及び都市ガス料金の高騰に伴い、小学校の光熱水費に不足が生じることから、小学校運営経費を1億3,860万円増額するものでございます。

なお、小学校運営に係る電気料金及び都市ガス料金につきましては、当初予算において1億2,800万円を措置しておりましたが、補正後においては約108%増の2億6,660万円となるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、電気料金及び都市ガス料金の高騰に伴い、中学校の光熱水費に不足が生じることから、中学校運営経費を6,000万円増額するものでございます。

なお、中学校運営に係る電気料金及び都市ガス料金につきましては、当初予算において4,600万円を措置しておりましたが、補正後においては約130%増の1億600万円となるものでございます。

○松本幼児保育課長 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、電気料金の高騰に伴い、市立幼稚園の光熱費に不足が生じることから、幼稚園運営経費を570万円増額するものでございます。

なお、市立幼稚園の電気料金につきましては、当初予算について1,030万円を措置しておりましたが、補正後におきましては1,600万円となるものでございます。

以上でございます。

○林中央図書館長 続きまして、5項社会教育費、2目図書館費につきましては、電気料金及び都市ガス料金の高騰に伴い、中央図書館の電気料及び地区館5館の指定管理者委託料に不足が生じることから、図書館運営経費を1,280万円増額するものでございます。

なお、中央図書館の電気料金につきましては、当初予算において438万円を措置しておりましたが、補正後におきましては48%増の648万円となるものでございます。

また、地区館5館の電気料金及び都市ガス料金に係る委託料につきましては、当初予算において1,848万円を措置しておりましたが、補正後におきましては58%増の2,918万円となるものでございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、3目博物館費につきましては、電気料金の高騰に伴い博物館の電気料に不足が生じることから、博物館運営経費を140万円増額するものでございます。

なお、博物館の電気料につきましては、当初予算において292万円を措置しておりましたが、補正後におきましては48%増の432万円となるものでございます。

○湯澤生涯学習課長 続きまして、5目少年自然の家費につきましては、電気料金の高騰に伴い少年自然の家の電気料に不足が生じることから、少年自然の家運営経費を120万円増額するものでございます。

なお、少年自然の家の電気料金につきましては、当初予算において600万円を措置しておりましたが、補正後におきましては20%増の720万円となるものでございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、電気料金の高騰に伴い大串貝塚ふれあい公園の電気料に不足が生じることから、大串貝塚ふれあい公園運営経費を80万円増額するものでございます。

なお、大串貝塚ふれあい公園の電気料につきましては、当初予算において380万円を措置しておりましたが、補正後においては21%増の460万円となるものでございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。

6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、電気料の高騰に伴い学校給食共同調理場の電気料に不足が生じることから、学校給食共同調理場運営経費を1,100万円増額するものでございます。

なお、学校給食共同調理場の電気料につきましては、当初予算において2,700万円を措置しておりましたが、補正後においては41%増の3,800万円となるものでございます。

以上でございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして、議案書①の68ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の2段目、水戸市いきいき交流センターあかしあ管理運営に係る債務負担について御説明いたします。

水戸市いきいき交流センターあかしあの指定管理の開始に伴い、その指定管理委託料につきまして令和5年度から7年度までの3年間で総額1億2,230万円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

詳細につきましては、議案書②の18ページ、19ページを後ほど御参照いただければと思います。

以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明を願います。

それでは、田中福祉部副部長兼福祉事務副所長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） それでは、議案書④の15ページをお

開き願います。

議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

内容につきましては、令和4年度補正予算に関する説明書⑤により御説明いたします。

それでは、議案書⑤の8ページ、9ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉行政に要する職員給与費、社会福祉行政に要する会計年度任用職員給与費、10ページ、11ページをお願いいたします。ふれあいの館運営管理に要する職員給与費、国民健康保険会計繰出金について給与改定や人事異動等により所要額の補正を行うものであります。また、社会福祉経費、福祉ボランティア会館運営経費、生活困窮者自立支援経費につきましては、水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため補正を行うものでございます。

以上でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、2目障害福祉費につきましては、障害者福祉経費からサン・アビリティーズ運営経費まで、業務を委託している水戸市社会福祉協議会職員の給与等を市職員に準じて改定するため、委託料の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして、3目高齢福祉費につきましては、高齢者生活支援経費及び高齢者福祉施設経費といたしまして、業務を委託しております水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため、委託料の補正を行うものでございます。

また、介護保険会計繰出金につきましては、介護保険事業に要する職員の給与改定や人事異動に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○関根国保年金課長 続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

4目国民年金費につきましては、国民年金事務に要する職員給与費につきましては、給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして、5目老人ホーム費につきましては、老人ホーム運営費といたしまして、業務を委託しております水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため、委託料の補正を行うものでございます。

○関根国保年金課長 続きまして、6目医療福祉費につきましては、医療福祉事務に要する職員給与費につきましては、給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

続きまして、7目後期高齢者医療費につきましては、後期高齢者医療事務に要する職員の給与改定や人事異動等に伴い、後期高齢者医療会計の繰出金につきましては、所要額の補正を行うものでございます。

○深谷こども政策課長 続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉行政に要する職員給与費及びこども発達支援センター運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

また、会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や職員の育児休業等の補充による任用人数の増員に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○松本幼児保育課長 14, 15ページをお開き願います。

3目保育所費につきましては、市立保育所運営管理における職員の給与改定に伴うものと、人事配置に伴う所要額の規定によるもの及び会計年度任用職員の給与費の変更に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○櫻井生活福祉課長 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、生活保護行政に要する職員給与費について給与改定や人事異動により所要額の補正を行うものでございます。

また、生活保護行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や職員の育児休業の補充により所要額の補正を行うものでございます。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 続きまして、4款衛生費、1項保健所費、1目保健所管理費につきましては、保健所運営管理に要する職員給与費につきまして給与改定や人事異動に伴い所要額の補正を行うものでございます。

保健所運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定及び職員の欠員補充、新型コロナウイルス対応等による任用人数の増員に伴いまして所要額を補正するものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。

6目動物愛護センター費につきましては、動物愛護センター運営管理に要する職員給与費を給与改定に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 続きまして、2項母子保健費、1目母子保健費につきましては、母子保健行政に要する職員給与費につきまして給与改定や人事異動に伴い所要額の補正を行うものでございます。

また、母子保健行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や職員の育児休業等に伴う補充に伴いまして補正を行うものでございます。

以上です。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 28ページ、29ページを御覧願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、初めに上の2つの事業、教育長給与費、教育委員会事務局の運営に要する職員給与費につきまして、給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

また、教育委員会事務局の運営に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定及び欠員の補充に伴う会計年度任用職員の増員に伴い所要額を補正するものでございます。

○野澤教育研究課長 続きまして、3目総合教育研究所費につきましては、総合教育研究所運営管理に要する職員給与費及び派遣指導主事給与関係経費につきまして、給与改定及び人事異動に伴い所要額の変更等による所要額の補正を行うものでございます。

○細谷学校管理課長 続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、小学校運営管理に要する職員給与費を97万8,000円減額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は勤勉手当等の引上げ等により84万9,000円、その他増減額は人員体制の変更等により182万7,000円の減額としております。

続きまして、30ページ、31ページをお開き願います。

3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、中学校運営管理に要する給与所得費を218万9,000円増額するものでございます。そのうち給与改定に伴う増加額は、勤勉手当の引上げ等により31万8,000円、その他増減額は今年度の人員体制に基づく所要額の変更等により増額しております。

また、中学校運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、86万8,000円増額しているものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は、給与月額引上げにより10万8,000円、その他増減額は職員の欠員補充等による任用人数の増に伴い増額としております。

○松本幼児保育課長 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、幼稚園運営管理に要する職員給与費について、給与改定や幼稚園保育所間人事配置に伴い所要額の補正を行うものでございます。

また、会計年度任用職員給与費につきましては、職員の育児休業等の補充による任用職員の増員に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○林中央図書館長 続きまして、5項社会教育費、2目図書館費につきましては、図書館運営管理に要する職員給与費を給与改定や人員体制に伴い補正を行うものでございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、3目博物館費につきましては、博物館運営管理に要する職員給与費について給与改定や本年度の人員体制に基づく所要額の変更に伴い、所要額の補正を行うものです。

○湯澤生涯学習課長 ページを返していただき、32、33ページをお開き願います。

5目少年自然の家費につきましては、少年自然の家の運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、大串貝塚ふれあい公園運営管理に要する職員給与費について、給与改定や本年度の人員体制に基づく所要額の変更に伴い所要額の補正を行うものです。

○湯澤生涯学習課長 続きまして、7目みと好文カレッジ費につきましては、みと好文カレッジの運営管理に要する職員給与費について給与改定や人事異動に伴い所要額の補正を行うものでございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 続きまして、6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、学校給食共同調理場運営管理に要する職員給与費を給与改定や人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

また、学校給食共同調理場運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、報酬月額引上げや職員の育児休業等による会計年度任用職員の増員に伴い所要額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第101号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）について、執行部から御説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書④の19ページをお開き願います。

市議会議案第101号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和4年度水戸市国民健康保険会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ523万3,000円減額し、予算総額を217億3,776万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑤令和4年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑤の44、45ページを御覧願います。

初めに歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金につきましては、国民健康保険事業に要する職員の給与改定や人事異動、また会計年度任用職員の任用等に伴いその他の繰入金につきまして所要額の補正を行うものでございます。

7款4項6目雑入につきましては、会計年度任用職員の任用に伴い社会保険掛金等につきまして所要額の補正を行うものでございます。

次に、46、47ページを御覧願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費におきまして、一般管理事業に要する職員給与費につきまして給与改定や人事異動に伴う所要額の補正を、また会計年度任用職員給与費につきまして給与改定や育児休業による補充に伴う会計年度任用職員の任用等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

次の、1款2項1目徴税総務費におきましても、課税事務に要する職員給与費につきまして給与改定や人事異動等に伴う所要額の補正を、また会計年度任用職員給与費につきまして給与改定や産休による職員の補充に伴います会計年度任用職員の任用等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○**袴塚委員長** 次に、議案第104号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について執行部から説明を願います。

高橋介護保険課長。

○**高橋介護保険課長** それでは、議案書④の25ページをお開き願います。

市議会議案第104号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和4年度水戸市介護保険会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ970万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ249億3,590万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑤の令和4年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑤の72ページ、73ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、7款1項1目一般会計繰入金につきましては、その他の繰入金について所要額の補正を行うものでございます。

9款3項4目雑入につきましては、職員の給与改定等に伴い社会保険掛金と市町村職員共済組合掛金を増額補正するものでございます。

ページを返していただきまして、74ページ、75ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険事業に要する職員給与費及び会

計年度任用職員給与費について、給与改定及び人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

3款2項1目一般介護予防事業費につきましては、一般介護予防事業に要する職員給与費及び会計年度任用職員給与費について、給与改定及び人事異動等に伴い所要額の補正を行うものでございます。

3項1目包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター運営に要する職員給与費について給与改定及び人事異動等に伴い所要額の補正を行うほか、生活支援体制整備経費につきましては、業務を委託しております水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改正するため、補正を行うものでございます。説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、議案第105号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書④の27ページをお開き願います。

市議会議案第105号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和4年度水戸市後期高齢者医療会計の補正につきましては、歳入歳出予算それぞれ517万3,000円増額し、予算総額を41億7,217万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、議案書⑤令和4年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑤の86、87ページを御覧願います。

職員の給与改定や人事異動等に伴いまして、歳入では3款1項1目事務費繰入金につきまして、下段の歳出では1款1項1目一般管理費につきまして所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

以上で、提出議案の説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第82号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 これ定数が減るといようなことなんですが、改正理由では具体的な理由というのが示されていないので、なぜ減らすのかというところを御説明いただければと思います。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

委員定数を減らす理由でございますけれども、公平公正な介護認定を行うためには、審査判定をしていただく委員を安定的に確保する必要がありまして、そのためには委員の負担軽減を図ることが重要と考えております。

制度開始から20年以上が経過しておりまして、今審査会の委員や委員を推薦いただいております団体な

どに意見を聞きながら、審査会の運営の在り方について方向等の見直しについて検討をしてきたところでございます。その中で、制度開始当初につきましては、初めて介護の認定作業をするというところで、そのことへの不安というところから複数の医師が審査に加わることでより安定した審査会の運営ができるのではないかと、そういったような意見があり、一つの部会に医師を2人配置するような形で当初行っておりました。国の基準では、一つの審査会が5人というところになっているんですけども、1人加えて6人といった形で行っておりました。

先ほど申しましたように、20年以上が経過して、今現在どういう形でやっていくのがいいのかというような意見を聞きましたところ、当初不安としていました複数の医師が必要だというようなところは解消されていると、複数の医師がいなくても公平公正な要介護の認定を確保できると、そういったことを判断しまして、今回一つの部会に医師は1人にして、国の基準にあわせた一つの部会の定数を5人としていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 よろしいですか。

萩谷委員。

○萩谷委員 公正公平な判断ができるというようなことなんですけど、これは具体的に医師会のほうからそういった要請があったわけですか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しました、意見を聞いておりますのは医師会のほかにも団体を推薦いただいております歯科医師会であるとか、それから職能団体、そういったところから、また実際に審査をいただいております委員の皆様からの意見ということになってございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員はいいですか。

○土田委員 すみません、私もちょっとよく分からないので聞かせていただきたい。

今6人から5人になるのは分かったんですけども、(1)の72人以内から60人以内に変えるというところの説明をお願いします。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

水戸市において審査会は全部で12部会ございます。一つの部会、今まで6人であったので合計で72人という形になっていたところを、今回5人に減らした場合には12部会で60人ということになるということでございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうしますと、今現在は72人いるということですか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今現在は委員は全部で72人となっております。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 すみません、もう1点お聞きしたいんですけども、この審査会というのはどのくらいの頻度、回数で行われているのでしょうか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

審査会につきましては、1回の審査会にかかる審査の件数を大体40件としておりまして、年間で大体300回程度開催しております。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると人数が減ってもこの回数は変わらないですか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回は定数の変更だけを考えておりまして、開催回数などはそのままということで考えております。

以上でございます。

○袴塚委員長 いいですか。

ほかにありますか。

黒木委員。

○黒木委員 この審査会の委員の方々の給与というんですか、報酬というのはどういう形で行われているのかお聞きしたい。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

審査会1回に参加していただいて、1人1万6,000円というような形になっております。

以上でございます。

○袴塚委員長 どうぞ。

○黒木委員 72人以内から60人以内と人数を少なくしているわけですけども、人生100年時代という中で介護の方というのはこれから多くなっていくという中で、減らすということに関してこれは経費削減ということでこういうことをしたのではないということではよろしいのか、お伺いをします。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

経費削減ということではなく、委員会の運営の在り方の見直しの中で委員さん自身の負担の軽減、安定的

に委員を確保しなければいけないという中で、なかなかこの審査会に参加するのが難しいという場合もありますので、そういったところの負担軽減というのも考えての意見を踏まえての削減ということで考えております。

以上でございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 すみません。

負担軽減ということであれば、人数が多いほうが良いような気がするんですけども、審査会にお伺いしたこともないので分からないんですが、多くの人数の方から来ていただいて、審査会に出席いただくのは例えば全員の方が来られるということではなくてお医者さんとか負担が重いのであれば、大きな人数の方からピックアップしていただいてその中から時間が取れる方に参加していただくという、そういう考え方はこの審査会というのはないのでしょうか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

確かに、おっしゃるように人数を増やしてということも考えとしてはあるかと思うんですけども、なかなかやはり審査会の参加が難しいために成り手が無いと申しますか、そういったところもありまして、その中で実際参加できる方をお願いしているような部分があります。そういったところで、現在も名前はあるけれども、なかなか参加できないなんていう場合もありますので、削減ということで考えてございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 ちょっと今の説明を補足すると、要はその審査会を開くときにお医者さんが忙しくてなかなか参加できない、そのために審査会がなかなかスムーズに開けないという状況もある。したがって、1人のお医者さんでは負担がかかるということになると、そうじゃなくてきちんとできますよという観点から、今回の削減につながっているということが、審査会をなかなか開けないのが現状ですから、そういうことも含めてなのかなというふうに。

で、定数条例ですから、定数に関する意見については次回やっただくようにしても、今回定数を6から5に減らしますよということの条例なんですから、それについての関わるものについてはお受けします。

はい、どうぞ。

○黒木委員 6人から5人に定数を少なくするというんですけども、審査会を行う中で、例えば分科会があつて出席者というのは何人出席すれば成立する審査会なんですか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

審査会の定数についてなんですけれども、国のほうでは標準で5人ということで定めております。また、確保が難しい場合や様々な理由、どうしてもというときにはさらに人数を減らすことができるということで国のほうで定めているんですが、その場合でも最低では3人以上いないと開催できないというような形になってございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 よろしいですか。

田口委員。

○田口委員 定数が減になるということは説明で分かったんですけども、結局今は12部会という中で、お医者さんが2人いたのが1人減って、実質5名になったということでもまずはいいんですか。あとは今黒木委員のほうからも開催に当たって最低何人必要かということがありましたけれども、この委員の方ってどのような方を、あとはどのような基準で選んでいらっしゃるんですか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

部会の委員につきましては、保健分野、医療分野、それから福祉分野、そういったところから知識経験のある方をということになっておりまして、水戸市におきましては保健の分野といたしましては保健師であるとか看護師である方。また、医療の分野としては医師、歯科医師、薬剤師。それから福祉の分野といたしましては介護施設の施設長であるとか、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、こういった方の中からお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、12の部会になっていますからそれぞれの部会でダブることなくそれぞれの方がやられているということですね。この12部会というその枠が、これは何かそういう基準にのっとって決めた12部会なんですか。これ地区の範囲ですよ、多分ね。この範囲の中を12としますよということじゃないの。そうじゃないんですか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

部会の数につきましては、申請が出てくる、予想も含めての申請に対して審査ができるだけの数を部会としてつくることというふうに国のほうで定められておりまして、先ほど申しましたように年間約300回程度開いている、それで今予想している件数は審査ができるだろうということでの12部会という形になってございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 ということは、その申請の段階で部会を開くので、どここの地域の部会が担当するというわけではないのね。全体で審査することに必要なので12部会つくってある。そうすると、最後なんですけれども結局審査認定を希望する方、依頼される方がいますよね。そうすると、この認定、結果が出るのはどのくらいかかるんですか。普通これは基準で決まっているんですか。審査結果をいつまでに出さなくてはならないとか。

○袴塚委員長 大変申し訳ないんですけども、定数条例なので、内容については次回にでも御説明を。議会にこの内容についても御説明するのであれば、どうしますか、説明しますか。

じゃ高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま審査の期間なんですけれども、基本的には30日以内に審査をして通知をするというような形になってございます。現在、水戸市におきましては平均35.5日ということになってございます。30日超えている状態ではあるんですけれども、実際には国が36.2日、茨城県も37.3日というところで、それよりは水戸市のほうは事務改善を進めながら短くしているような状況でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 いいですか。はい。

○土田委員 すみません。

○袴塚委員長 定数に関してにしてくださいね。

土田委員。

○土田委員 最初の説明で、20年前当初はまだ不安だからお医者さんは2人ということで決めたという話だったんですけれども、この部会が12という数もそのとき決めた数なんですか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

制度当初は10部会で行ってました。その後、申請者が増えてきたということで12部会にしたところがございます。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 それではないので、議案第82号についての質疑を終わります。

次に、議案第83号 指定管理者の指定について（水戸市いきいき交流センターあかしあ）について質疑のある方は発言を願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 あかしあについてということなんですけど、この指定管理団体、全部社会福祉協議会になっているんですけれども、これ市内とかそのほかのエリアでもいいんでしょうけれども、こういったことができる団体というのはほかにもあるんでしょうか。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

ほかにできる団体があるかどうかというところなんですけれども、そうですね……

○袴塚委員長 委託の基準を教えてください。

○小林高齢福祉課長 はい。

○袴塚委員長 こういうことをやっているところが委託を受託できますよということを言えば、今の答弁になるので。

○小林高齢福祉課長 いきいき交流センターの指定管理につきましては、選定の評価項目といたしまして住民の平等な利用の確保ということで、公の施設であって十分に平等な利用が確保されているのかという点であったり、施設のほうが目的に沿った運営がきちんとできるのか、あるいは基本的な運営体制を整えることができるのか。サービスにつきましても、高齢者の健康づくりや社会参加の促進が十分に図れたり、あるいは

は世代間の交流，そういったところを行うことができるのか。それから，管理に関しましても経費の縮減であったりとか，危機管理に対する対応，そういったところの評価基準を設けておきまして，そちらをクリアし，的確であるというふうに判断されたというところで，水戸市社会福祉協議会のほうを指定管理者として指定しているような状況でございます。

○袴塚委員長 要は，今の規定に基づく団体であればどこでもできますよね。しかし，水戸市の委員会も含めて決定事項としては社会福祉協議会に委託しましょうねということで委託になっていると，そういうこと。

○萩谷委員 基準については理解いたしました。

実際これ何社か応募というのはあったんでしょうか。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

いきいき交流センターの指定管理につきましては，公募という形で選定をしております。そちらにつきましては，関連している施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的であるというような，そういった理由の上で非公募ということで指定管理者制度の運営基本方針のほうに規定がございまして，そちらののっとして指定のほうをしている状況でございます。

○袴塚委員長 ちょっと待って，今の説明だと，公募したと今言っているんだけど，公募はしたの。していないでしょう。公募はしていないで，今のような基準の中でやるということに決まっているので，社会福祉協議会が受託したということでしょう。

○小林高齢福祉課長 はい。

○袴塚委員長 そういうことです。

○萩谷委員 今のお話だと，非公募にしている理由というのは水戸市の評価基準に合致しているのがここしかないというような判断なのかなというふうにも思いますが，実際にはいろんなところが多分できるのではないかなとは思いますが，もう一度非公募にしている理由を明確に説明していただければありがたいです。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 既存のいきいき交流センターの令和3年度からの公募による指定管理の際の非公募理由といたしましては，先ほど申し上げました市に代わって実施している団体が当該施設を管理する上で関連する施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的であるということで，老人福祉センターにつきましては長年社会福祉協議会のほうに管理をお願いしているところで，そういった実績，それから社会福祉協議会のほうが持っています理念であるとか，あるいは地域とのネットワークや人的資源，そういったものも勘案いたしまして社会福祉協議会のほうに指定管理のほうを非公募でお願いしたという状況でございます。

○袴塚委員長 いいですか。

○萩谷委員 ちょっとこのぐらいにしておきますが，多分第三者機関からいろんな意見とかは出てきていると思いますので，それを踏まえてやっていただければと思います。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 議案書の中で参考ということで書かれているんですが，地方自治法第244条の2第6項ということで，議会の議決を経なければならないということなんですが，令和8年3月31日までの指定の期間

ということになっていますが、何か問題等があつてこの期間に指定管理者から指定されなくなるというようなこともあるのでしょうか。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

指定管理につきましては、こちらのほうで示している基本想定であるとか仕様書に基づいて管理をしていただくことになるのですが、それにこちらが示しているものをきちんと実施することができていない、そういった状況が発生した場合には委託を取り消すというようなことはあるかと思えます。

○袴塚委員長 議会の中でもこの条例に、要するに欠格条項が該当するようなものがあれば、議会の中でも取り消しの議決を求めることはできます。執行部が言ったから議会もうんと言っているだけじゃなしに、議会は議会としての選択権がありますから。そういうふうな形も取れる。

田口委員、ありますか。土田委員は大丈夫ですか。

○土田委員 この指定管理を請け負ってもらう指定管理料ってありますよね。ほかの5つのところと同じような形というか、準じた管理料になっているのでしょうか。

○袴塚委員長 どういうこと。

○土田委員 ほかのセンターと同じような歳出なのか。

○袴塚委員長 費用ですか。

指定管理料については、今回は条例ですので、来年度の予算から出るということですか。議案第95号のところでやりますか。では、95号で質問してください。

○土田委員 はい。

○袴塚委員長 それでは、議案第83号について、ほかにないようでございますので、これについては終了させていただきます。

次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 先に今の債務負担行為になると思いますけれども、今回のあかしあの指定管理料の積算根拠と、ほかとの違いというのがあるのかどうか。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

指定管理委託料につきましては、子育て支援機能を持たせたというところで、老人福祉センターの部分はこれまでの既存の7施設を基に算出をし、それから子育て支援部分、そちらの部分は上乗せをするという形になりますけれども、そちらを子育て支援拠点事業として実施をする分を委託料に上乗せする形で算出しております。

○袴塚委員長 これまでの費用は幾らで、残りの期間が幾らだから、子育て費用負担分の積算の上乗せ分が幾らというのは出ますか。

小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

老人福祉センター部分につきましては、ふれしあやあじさいをまず基礎に考えまして、そちらの委託料が3,100万円程度というところで、そこから延べ床面積がそちらに比べましてあかしあにつきましては1.2倍というところもありますので、老人福祉センターの費用につきましてはふれしあ、あじさいを基に1.2倍程度を掛けまして、それで算出をしております。令和5年度につきましては、老人福祉センターについては約2,000万円を考えております。令和6年度、7年度につきましては人件費等の単価を、職員については1年当たり2%増、嘱託職員については1年当たり500円増を見込んで算出をしているというところで、令和6年度については3,910万円、令和7年度につきましては3,870万円としております。

それから、子育て支援部分につきましては、子育て支援拠点事業の枠の中で事業を実施していくというところで、その補助基準単価というものが897万3,000円というのがございますので、それを基に900万円というところで、令和5年度につきましてはその約半分程度ということで470万円。

○袴塚委員長 ちょっと待って、これさ指定期間が令和5年、来年の10月からでしょう。これ当初予算に入れるんだよね。それとも補正予算に入れるんですか、5年度の。

○小林高齢福祉課長 5年度の当初予算です。

○袴塚委員長 当初予算ですよ。で、今これ条例だけなので、指定条例だけなので……

○土田委員 違う違う、債務負担行為。

○袴塚委員長 債務負担行為で聞いているのね。

じゃもう少し端的に。

○小林高齢福祉課長 はい、すみません。

子育て支援部分については、令和5年度は470万円、令和6年度については約倍ということで980万円、そして令和7年度は1,000万円ということで計上をしていきたいというふうに考えております。

で、すみません、令和5年度については合計の委託料は2,470万円、令和6年度については4,890万円、令和7年度につきましては4,870万円、合計1億2,230万円の債務負担行為を考えております。

○袴塚委員長 いいですか。

ほかにありますか。

続いて土田委員どうぞ。

○土田委員 じゃもう一つだけ、電気料、ガス料高騰の補正予算ですけれども、先ほど聞いていてちょっとよく分からなかったんですけれども、課によって、ものによって電気ガス料金なんだけれども、値上がり幅が12%とか、100%、108%とか50%とかかなりばらばらなんですけれども、これはどういうふうに理解すればいいんでしょうか。

○袴塚委員長 例えば、一番最初に説明したところが12%の増だと言ったんだよね。田中副部長かな。田中副部長が言ったのが12%増、で一番多いところが108%増、そうすると今言っているのをちょっとよ

くかみ砕くと、ガス代電気代が2割上がったとすれば、当初予算に対してどこも2割アップが普通の考え方だと思っただけけれども、これが倍になってしまうとかというのは、何か上がったからぼうぼう燃やしたり、いろんところで電気つけたりというそういう考え方なのか、何か意味があるの。そのところを説明してくれないと。

12%の考え方と108%で説明した課があったよね。この考え方ってこれ合ってるの。電気代って大分上がっちゃったの。中学校、小学校で。使い方が変わっちゃったんじゃないの。使い方が変わったとしたら単なる電気、ガス代の値上げじゃなくて、運営方法が変わっちゃったんだと思う。そしたら何でそうなるのかわかって説明しないと。ただガス代が上がりましたというだけで、108%も上がるはずがない。という疑問。

それでは、菊池参事兼教育企画課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

各種施設がございまして、それぞれの電気の契約相手先というのが異なっております。施設の規模によって受電の電力の大きさも違いますので、それによってこれまでの契約の単価が様々であったと。割と小売り電力とかで安く契約できていたところもあったので、そこと契約していたところは値上げの幅も大きくなってきているということで、増減額が大きくなっていると。元々東京電力と契約しているようなところは、それも値上げにはなるんですけれども、安かった小売り電力と比べると、上げ幅としては少し少ないというようところで、全体で同じような上げ幅にはなっていないというのが現状でございます。

○袴塚委員長 今回の説明で御理解いただけましたか。

○土田委員 よく分からないのですが、108%上がったところはどういうふうに上がったのかと、12%のその……

○袴塚委員長 今回の説明だと新電力は安かったの、そこが倍になっちゃったんだと。東京電力は2割増ししか上がっていないですよというような説明に聞こえたんですけども。逆に言うとそんなに上がっちゃったとすれば契約切替えだよ。一般的には、普通の人で聞くと納得できない話なんだよ、今のは。その辺の疑問を土田委員が投げかけているんだと思うんですけども、これって何か明快に説明できる方はいない。

田口委員。

○田口委員 関連ですみません。

今委員長も言われたとおり、いろんな電力会社を含めて自由に担当のところで契約していいですよというふうに見えちゃうよ。水戸市では統一していないんですか、これ。電気料の契約って。各施設ごとに電力会社と契約しているんですか。

○袴塚委員長 各施設ごとに供給電力会社を勝手に変えて契約をしているのか、何らかの理由があって契約しているのか。例えば、東京電力は200円だったんですけども、新電力は100円だったと。だからここに変えたんですけども、今回108%だから東京電力と同じぐらいになっちゃったよと、こういうことなのか。その辺についてはどうなんですか。

福祉施設のほうもそうですよ。五十何%、四十何%と御説明いただいているけれども、東京電力と契約し

ているのに田中副部長の説明のところは12%しか上がりませんでしたがけれども、同じ東京電力と契約している別の課は48%上がりましたという説明だとすれば、なかなか委員会としては分かりましたということにはいかないよねというのが今の数字の話だと思うんですけども。そういうことですよね。

○田口委員 それぞれ教育委員会の学校のほうは100%以上というのがありましたよね。福祉関係のほうは最初に言った12%とか2%とか零点台もありましたけれども、この補正予算の額って財務のほうからあなたのところは不足していますって来たの。各課で不足分がありますよということでこれ補正予算を組んだんでしょ。そうと違うの。そしたらばどのくらいうちの課は上がったというのは何か説明できるんじゃないんですか。

○袴塚委員長 当初予算で100万円をみたけれども、電気料が上がったから120万円になってしまいましたというのは田中副部長さんの説明だと思うんだよ。違う、副部長。12%という話は何で12%なの。電気を使う量が増えちゃったの。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱） それではただいまの御質問にお答えいたします。

福祉総務課のほうで担当しております福祉ボランティア会館につきましては、こちら契約先のほうがミオスの管理組合となっております。ミオスの管理組合が一括して光熱水費のほうを支払いしているような状況で、そこに対して水戸市としては負担ということで電気代、ガス代をお支払いしているようなところであります。その負担の割合については延べ床面積等であわせて負担をしているような状況で、それで今回補正予算を出させていただいたその内容といたしましては、物価高騰によりましてそれぞれ当初予算を組んでいたものについて不足が生じるということが予想されたため、まず令和4年9月現在での今までの利用実績、単価等を踏まえまして、それぞれ市施設の所要の金額というのを算出いたしまして、今回それぞれの課でまずは補正予算の案というものを作成しまして、それで今回それぞれまとめまして提出をさせていただいたというようなところになっております。

○袴塚委員長 後半は別にして、前半はまともだと思う。じゃ108%っていうのがあったけれども、この考え方はどうなんですか。108%上がっちゃいましたよというところは、何で108%になったの。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

今御説明があったような形で基本的には小学校、中学校につきましても同様の形で電気料金と都市ガス料金のほうの算定はしております。ただ、施設の大小はありますけれども大きい施設なので、そもそも契約電力の基本料金の部分が高かったりですとか、その辺の中で上がり幅も結構大きく出てくることあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○袴塚委員長 契約電力の基本料金は消費電力が増えなければ変わらないよね。基本料金の積算が変わったとすれば、基準額が変わっただけで、倍も3倍にもはならない。

例えば30アンペアで契約している家庭が1,250円だとすれば、それが急に基本料金が4,000円ですよなんていうことにはならない。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

伸び率に大きく影響したところとして考えられることとしては、今お話がございましたように基本料金の部分はそれぞれの施設でもっているんですけども、大きく今回のことに影響したのは、基本料金の部分に足される燃料費の調整額の部分があるかと思います。元々学校のほうは使用料も多いので、その燃料調整費の増加とそれから使用料が大きいというところもあって、伸び率のほうも大きく出ているのかなというふうに考えております。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 電気料が上がっているということで先ほど説明がありましたけれども、中学校では130%上がっているんですね。で、先程の説明の中で、9月までの電気料の支払い状況を見て残り分を計算しているというふうにとれたんですけども、そうすると130%上がるということは、今回補正ですからあと何か月かしかないですよ、これ。それに倍以上も上げるということは、これまでの電気料も支払いが不足しているんですか。支払えない分も一緒に乗せてあって130%の補正を組んだというふうに考えてもいいんですか、これ。

○袴塚委員長 電気の使用料って建物が大きくなればそれだけ照明器具がついて、それで積算して100万円とか200万円とかってやっているんでしょう。面積が増えない限り使用料って倍にならないでしょう。器具が増えてないんだから。エアコンが増えたとか、照明器具が倍ついちゃったとかというんだったら話は別ですよ。でも器具は増えてない。大きい施設だから当初から大きい予算を組んでいますよね。大きいから、小さいから上げ幅が変わりましたというのは、大口需要に対して例えば民間が20%だけれども25%とか30%になる可能性はよく分かる。積算の仕方からすれば。ただそれが今田口委員がおっしゃったように、130%というすごい額だよ。上げ幅としては。これが果たして今学校施設課長がおっしゃった説明で納得できるのかというとなかなか難しいような気がするんですけども、何かうまい説明の仕方はないんですかね、これ。

要は、福祉部も保健医療部も含めてやはり上げ幅が2割だったらば総体的にそれぞれ2割の上げ幅、もしくは25%とか30%ぐらいなら許容範囲で分かるんですけども、それがあまりにも上げ幅が高いとその説明を求めないと、議会としてもいい加減に審査するわけにもいかないので、ということですよ。これはどうなんですか。話があまり広がっちゃうと、後でこう言ったああ言ったという話になっちゃうと收拾がつかなくなっちゃうので、電気代はよく執行部で御相談いただいて、明日の採決前に御説明いただくということでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 10款の教育費、電気、ガス料の高騰によってということで各施設全部あるので、ちょっと教育費だけ絞らせて、聞かせていただきたいんですが、小学校費、中学校費なんですけれども、電気の話は今出ていますけれども、都市ガスという説明があったんですが、小学校、中学校というのは都市ガスを使っているのか、場所によってはプロパンガスを使っているのか。制度のほうは都市ガスに関しては少し補填していきますという国のほうで方針を出しましたけれども、プロパンはなかなかちょっと難しいというのがあるんですが、その辺ってどっちも使われているのかお伺いしたい。

○袴塚委員長 和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

都市ガスにつきましては、市内の小中学校全て対象というわけではなくて、そのうち小学校が18校、それから中学校が11校で都市ガスのほうを使っています。またプロパンガスのほうもあるんですけれども、併用しているところもございまして、一概に足し算する話ではないんですが、プロパンガスの対象校といたしましては小学校が19校、それから中学校のほうは5校ということで、それぞれの施設で使い方のほうは異なっております。

○袴塚委員長 じゃこのあの……

○土田委員 すみません。私も一つだけいいですか。

○袴塚委員長 どこ。

○土田委員 この今の話。

○袴塚委員長 今の値上げの分だけ先にちょっと決めたいんだけども。

○土田委員 その質問。

○袴塚委員長 その質問があるのね。はい、どうぞ。

○土田委員 すみません。

明日説明してもらえれば大丈夫なんですけれども、議案書②の7ページの高齢福祉費のときに高齢者福祉施設経費で電気代、ガス代が15%、聞き間違いじゃなければ15%で、委託しているほうは50%ということだったんですけれども、市のほうは15%、委託先は50%というこのパーセンテージの違いがどうして起きたのかということと、同じように議案書②の15ページの図書館費で、中央館は48%、委託している地区館は58%、またこの増の幅が違う、その理由をお願いします。

○袴塚委員長 これは今お答えになりますか。それとも明日一緒に御説明されますか。

今の値上げ幅の違いと、これ委託しているほうは委託費の中で払うんだらうから、そこに事務費等も換算しているのかなというふうに思ったりはするんですけども、いずれにしてもお話をいただいた値上げ幅の違い、それから今いろんな委員さんから出ているものの違い、これを説明できるように、大変申し訳ありませんけれども各部で御調整をいただいて、そして高いところ、安いところ、なぜそうなったのか、こういうところについての御説明を明日採決の前にしていただくということで、委員の皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 では、執行部の皆さん方に申し上げますけれども、今回の値上げについては今日のところは審議未了という形で、明日改めて皆さん方からの説明をお聞かせいただきたいと。で、12%のところと108%のところ、あまりにも差異が大きいですということでございますから、いずれにしてもそういったところを踏まえて修正するのであれば修正でも結構ですし、その辺についてすみません、よろしくをお願いします。

今の値上げ幅以外に何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 大丈夫ですか。

それでは、次に議案100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第3款（民

生費)、第4款(衛生費)中文教福祉委員会所管分及び第10款(教育費)中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

田口委員。

○田口委員 ここでもその額についてちょっとお伺いしたいんですけども、まず1点目が議案書⑤の14ページの保健所費、これは理由は職員の給与改定など、いろいろと説明がありましたけれども、この予算書の中で結構額が大きいんですね、ここは。6,661万3,000円の補正ということなんですけれども、これについてちょっともう少し詳しく内容等について説明を。

○袴塚委員長 三宅参事兼保健総務課長。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 保健所の職員給与費の補正につきまして詳細でございますけれども、まず職員の給与費につきましては、給与改定人事異動に伴って増減額、勤勉手当等の引上げによりまして……

○田口委員 14ページの保育所費。

○袴塚委員長 保育所費だそうです。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

保育所費のところにつきましては、議案書⑤の30ページ、31ページの幼稚園管理費の幼稚園運営管理に要する職員給与費のところとあわせて見ていただきたいと思います。保育所での職員として採用になった方というのは保育所費で支出しておりまして、幼稚園で採用になった方は幼稚園費で支出しております。幼稚園が廃止になったというようなこともありまして、幼稚園採用の職員と保育所採用の職員で事務職員での差が生じておりまして、それで保育所費がプラス、幼稚園費がマイナスとなっております。

以上でございます。

○田口委員 すみません、その次に幼稚園費を聞こうと思ったんですけども、今2つ一緒に差し引きということが出ましたので、ありがとうございます。

○袴塚委員長 ほかにありますか。

それでは、ないようですので、議案第100号についての質疑を終わります。

次に、議案第101号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算(第1号)について質問がある方は願います。

はい。

○土田委員 議案書⑤の47ページです。

金額が減っているのは、職員数が減ったということですか。

○袴塚委員長 ちょっと待って、職員が減ったと突然言われても。

○土田委員 給与改定でほかのところは増えているんだけど、国保のここは減っているというのは、職員が減ったからということですか。

○袴塚委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

職員数が減っているわけではなくて、当初予算につきましては前年度の人員で予算のほうを取らせていた

だいたんですけれども、人事異動等によりまして人が替わりましたので、それに伴って増減が変わっているというところでございます。

○袴塚委員長 高い職員がいなくなって、安い職員が増えたと。

ほかにありますか。

ないようですので、議案第101号についての質疑を終わりにします。

次に、議案第104号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について質疑のある方は発言願います。

大丈夫ですか。

それではないようですので、議案第104号についての質疑を終わります。

次に、議案第105号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について質疑のある方はお願いします。

大丈夫ですか。

それではないようですので、議案第105号についての質疑を終わりにします。

以上で提出議案の質疑は全て終了いたしました。先ほどの議案第95号が明日の説明ということで審議未了になっていますので、その件を除いては全部終了したという確認をさせていただきたいと思います。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは本日の委員会はこの程度に……

○田口委員 委員長、明日に今の課題の問題を説明してくれるわけですね。電気料に関しては。最初に言われた、それぞれが電力会社と契約と、あそこが何か非常に疑問なので、市の各施設がどんな体制で電力会社と契約しているのか、それも含めてお答え願いたいと思います。

○袴塚委員長 契約先も含めて御説明をいただけるようお願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時42分 散会